

水 産 業 編

解 説

この編には、「2023年漁業センサス（海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査）」、「海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査及び海面養殖業収獲統計調査）」、「内水面漁業生産統計調査」、「水産物流通調査（水産加工統計調査）」、「漁業経営統計調査（個人経営体調査）」等による水産業に関する統計を掲載した。

1 地域区分（大海区（都道府県別区分））

日本海北区とは、青森県、秋田県、山形県、新潟県及び富山県の範囲をいう。

日本海西区とは、石川県、福井県、京都府、兵庫県（日本海側）、鳥取県及び島根県の範囲をいう。（本編「解説」6ページの「大海区・大海区別都道府県区分図」を参照。）

2 調査の概要

(1) 2023年漁業センサス

ア 調査の目的

この調査は、我が国の漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料整備することを目的としている。

イ 調査の時期

(ア) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

令和5年11月1日現在

(イ) 流通加工調査

令和6年1月1日現在

ウ 調査の方法

(ア) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接聞き取りによる調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(イ) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

民間事業者が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、民間事業者の調査員が回収する方法により行った。

(ウ) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査及び流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

農林水産省が調査対象に対し調査票を郵送により配布し、地方組織が郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。

なお、郵送又はオンラインにより回収できない場合は、統計調査員又は職員が回収する方法により行った。

(2) 海面漁業生産統計調査（海面漁業漁獲統計調査、海面養殖業収獲統計調査）

ア 調査の目的

この調査は、我が国の海面漁業、海面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定並びに資源の保存及び管理を行うための特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量（TAC）の設定等の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

2 水産業編_解説

調査は原則として年1回、次の(ア)から(ウ)までの調査対象別の方法により実施した。

(ア) 水揚機関

- a 統計調査員が、調査票又は電磁的記録媒体を配布して行う自計調査又はオンライン調査の方法。
- b 統計調査員が、水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し調査票に転記する他計調査の方法。
- c 統計調査員による面接聞き取り（他計調査）の方法。

(イ) 漁業経営体

水揚機関で把握できない漁業経営体については、次のいずれかの方法により調査を実施した。

- a 統計調査員が調査対象に調査票を送付して行う自計調査の方法又は面接調査の方法。
- b 往復郵送調査又はオンライン調査の方法。

(ウ) 一括調査

統計調査員が、調査票を配布し、回収する自計調査の方法、又は、統計調査員による面接聞き取り（他計調査）の方法により実施。

また、調査結果については、海面漁業経営体の所在地に計上した。

(3) 内水面漁業生産統計調査

ア 調査の目的

この調査は、我が国の内水面漁業及び内水面養殖業の生産に関する実態を明らかにし、水産基本計画における水産物の自給率目標の策定等内水面の水産行政に係る資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

調査対象期間は、毎年1月1日から12月31日までの1年間。

ウ 調査の方法

調査対象が調査票の配布及び回収方法を自由に選択できることとし、調査実施前に、委託事業者が各報告者に確認を行い、次に掲げる方法により行った。

(ア) 調査対象者が自計調査を選択した場合

- a 委託事業者が郵送により調査票を配布し、郵送、FAX 又は統計調査員が回収する方法。

- b オンライン調査による方法。

- (イ) 調査対象者が他計調査を選択した場合
民間事業者が任命した統計調査員による面接調査の方法。

(4) 海面漁業・養殖業産出額

漁業生産活動の実態を金額で推計した。
具体的には、海面漁業生産統計調査結果から得られる魚種別生産量に水産庁「産地水産物流通調査」、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別産地卸売価格を乗じて推計した。

(5) 漁業経営統計調査（個人経営体）

ア 調査の目的

この調査は、漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

イ 調査の時期

毎年1月1日から12月31日までの1年間

ウ 調査の方法

職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収した。

ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は統計調査員による回収、調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行った。

3 用語の解説

(1) 漁業生産構造

ア 海面漁業

海面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を含む。）において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

イ 漁業経営体

調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面漁業を営んだ世帯、事業所等をいう。

ただし、調査期日前1年間における自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。

ウ 経営組織

(ア) 個人経営体

漁業経営体のうち、非法人の個人・世帯をいう。

(イ) 団体経営体

個人経営体以外の漁業経営体をいう。

a 会社

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。

なお、特例有限会社は株式会社に含む。

b 漁業協同組合

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）（以下「水協法」という。）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。

なお、水協法第18条第2項に規定する内水面組合は除く。

c 漁業生産組合

水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。

d 共同経営

2以上の漁業経営体（個人又は法人）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。

エ 漁船

調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用した船をいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。

ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。

オ 経営体階層

漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち、最も販売金額の多かった漁業種類及び調査期日前1年間に使用した漁船のトン数により、次の方法により決定した。

(ア) 調査期日前1年間の販売金額1位の漁業種類が、大型定置網、さけ定置網、小型定置網及び海面養殖に該当したものを当該階層に区分。

(イ) (ア)に該当しない経営体について、調査期日1年間に使用した漁船の種類及び動

力漁船の合計トン数により、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船1トン未満から動力漁船3,000トン以上の階層までの16経営体階層に区分。

カ 漁業層

(ア) 沿岸漁業層

漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。

(イ) 中小漁業層

動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

(ウ) 大規模漁業層

動力漁船1,000トン以上の各階層を合わせたものをいう。

キ 個人経営体の専兼業分類

(ア) 専業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業からのみの場合をいう。

(イ) 第1種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からもあり、かつ、自営漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも多かった場合をいう。

(ウ) 第2種兼業

個人経営体の世帯としての調査期日前1年間の収入が自営漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも多かった場合をいう。

ク 基幹的漁業従事者

各個人経営体における満15歳以上の自営漁業の調査期日前1年間の海上作業従事日数が最も多かった世帯員をいう。

ケ 漁業就業者

満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業の海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

コ 新規就業者

調査期日前1年間に①新たに漁業を始めた者、②他の仕事の主であったが漁業が主となった者、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった者のいずれかに該当する者をいう。

4 水産業編_解説

なお、個人経営体の漁業に従事した世帯員については、前述の「個人経営体の自家漁業のみ」のうち、調査期日前1年以内に海面漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事し、①～③のいずれかに該当する者を新規就業者とした。

サ 漁業資源の管理

(ア) 漁獲（採捕・収獲）枠の設定

魚種別、漁業種類別に漁獲量を設定しているものをいう。

養殖の場合は、養殖施設の設置数を決めているものをいう。

(イ) 漁業資源の増殖

漁業資源の維持・増大のために、種苗（中間育成したものを含む。）の放流等を行っているものをいう。

シ 漁場の保全・管理

(ア) 漁場の保全

藻場や干潟の造成、薬品等の不使用の取組を通じ、漁業資源の生育に適する状態に保つための措置をいう。

(イ) 漁場の造成

漁場の価値向上を図る取組をいう。

(ウ) 漁場利用の取決め

漁場利用に関する取決めを行ったものをいう。

ス 漁獲の管理

(ア) 漁法（養殖方法）規制

特定の漁法（養殖方法）の禁止を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。

なお、養殖における養殖密度の規制はここに含む。

(イ) 漁船の使用規制

使用漁船の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。

(ウ) 漁具の使用規制

使用する漁具の規制を通じ、漁獲の管理を行う取組をいう。

(エ) 漁期の規制

漁期（休漁日や禁漁日を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。

(オ) 出漁日数、操業時間の規制

出漁日数や操業時間（操業開始時刻や終了時刻のみの設定を含む。）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。

(カ) 漁獲（採捕・収獲）サイズの規制

採捕・収獲又は出荷できる魚介類の大きさ（体長、重量等）を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。

(キ) 漁獲量（採捕量、収獲量）の規制

年間又は漁期間若しくは1日当たりの1経営体又は1漁ろう体当たり漁獲量を決めて、漁獲の管理を行う取組をいう。

養殖の場合は、1経営体当たりの収獲量を定めているものをいう。

セ 内水面漁業

内水面（サロマ湖、能取湖、風蓮湖、温根沼、厚岸湖、加茂湖、浜名湖及び中海を除く。）において営む漁業のことをいう。

ソ 内水面漁業経営体

共同漁業権の在する天然の湖沼その他の湖沼（以下「湖沼」という。）における水産動植物の採捕の事業、又は内水面における養殖の事業を、調査期日前1年間に、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所のことをいう。

なお、内水面における養殖とは、内水面において計画的かつ継続的に給餌又は施肥を行い、養殖用又は放流用の種苗若しくは成魚を養成することをいう。

タ 遊漁承認証

内水面における漁業権の公共的な性格から、共同漁業権の権利者たる組合が、遊漁規則を定め、遊漁者に対し発行する承認証をいう。

チ 魚市場

調査期日前1年間に漁船による水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船による直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1次段階の取引を行った市場をいう。

ツ 水産物の品質・衛生管理機器

(ア) 海水殺菌装置

海水の殺菌・滅菌を目的とした装置。

(イ) 砕氷・製氷機

魚市場内で使用する氷がけ等の氷を製造するための装置。

なお、出荷用保冷車や漁船の船艙に積むための氷のみを製造する目的の装置は含まない。

(ウ) 脱臭装置、排ガス処理装置

建物内の空気の清浄を目的とした装置。

(エ) 水産加工機器

フィレマシーン、包装機などの水産物の一次加工、パック作業等を自動で行うための装置。

テ 水産物卸売業者

水産物を出荷者から販売委託又は買い受けて卸売りする業務を行った業者をいう。

ト 水産物買受人

水産物卸売業者から買い受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。

(ア) 産地出荷業者

水産物卸売業者から水産物を買って、他の卸売市場へ出荷する業者をいう。

(イ) 加工業者

水産物卸売業者から買い受けた水産物を原料として、加工品を生産する業者をいう。

ナ 冷凍・冷蔵工場

陸上において主機 7.5kW (10 馬力) 以上の冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前 1 年間に水産物を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所をいう。

なお、水産物を取り扱わない事業所、「のり」の冷凍網のみを保蔵する事業所及び水産物を短期間保蔵することを目的とした魚小売店の冷蔵庫等は含まない。

ニ 水産加工場

販売を目的として調査期日前 1 年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し、加工製造を行った事業所をいう。

ヌ 常時従事者

以下の(ア)～(エ)のいずれかに該当する者をいう。

(ア) 個人事業主及び無給の家族従業者

(イ) 有給の役員（役員報酬の賃金・給与体系の者）

(ウ) 雇用者（賃金・給与（現物支給を含む）を支給されている者）

(エ) 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含めない。

(2) 漁業生産量

海面漁業漁獲量、海面養殖業収獲量、内水面漁業漁獲量及び内水面養殖業収獲量を総称したものをいう。

ア 漁獲量（海面）

漁ろう作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、乗組員の船内食用、自家用（食用又は贈答用）、自家加工用、販売活餌等を含む。ただし、次のものは除外した。

(ア) 操業中に丸のまま海中に投棄したもの。

(イ) 沈没等により消失したもの。

(ウ) 自家用の漁業用餌料（たい釣のためのえび類、敷網等のためのあみ類等）として採捕したもの。

(エ) 自家用の養殖用種苗として採捕したもの。

(オ) 自家用の肥料に供するために採捕したもの（主として海藻類、かしぱん、ひとで類等）。

なお、船内で加工された塩蔵品、冷凍品、缶詰等はその漁獲物を採捕時の原形重量に換算した。

(カ) 官公庁、学校、試験研究機関等による水産動植物の採捕。

調査、訓練、試験研究等を目的として、官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の採捕の事業のうち、生産物の販売を伴わないもの。

イ 漁獲量（内水面）

利潤又は生活の資を得るために生産物の販売を目的として内水面漁業により採捕された水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家消費を含むが、投棄した数量及び農家等が肥料用に採捕した藻類等の数量は販売しない限り除外した。

ウ 収獲量（海面及び内水面）

養殖業により食用を目的に収獲した水産動植物の数量をいい、自家用（食用）を含めた。

エ 観賞魚販売量（にしきごい）

観賞用を目的として、内水面で養殖（卵又は稚魚から観賞用サイズまで育てること）を行い販売した数量をいう。

(3) 漁業経営（個人経営体）

ア 漁業投下固定資本

固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始めの現在価に、それぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものである。

イ 漁労収入

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲物、収獲物の販売収入、現物処理（自家消費、物々交換等を行った漁獲物及び収獲物）の評価額である。

なお、現物仕向けの評価は調査地における市場卸売価格による。

ウ 漁労支出

調査期間1年間の自家漁業及び自家養殖業による漁獲、養殖生産物の育成、収獲、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計である。

エ 漁労所得

漁労収入－漁労支出

オ 漁労外事業収入

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含めている。

カ 漁労外事業支出

調査期間1年間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用を計上した。

キ 漁労外事業所得

漁労外事業収入－漁労外事業支出

ク 事業所得

漁労所得＋漁労外事業所得

ケ 漁労所得率

漁労所得÷漁労収入×100

コ 漁業固定資本装備率

漁業投下固定資本÷最盛期漁業従事者数

この編についての照会先

漁業生産構造、漁業産出額、漁業経営

統計部 経営・構造統計課

電話(076)263-2161 内線3636、3633

直通(076)232-4894

漁業生産、水産物流通

統計部 生産流通消費統計課

電話(076)263-2161 内線3642

直通(076)232-4895

調査概要の詳細についてはこちらから
(農林水産省HPへリンク)

[○2023年漁業センサス](#)

[○海面漁業生産統計調査](#)

[○内水面漁業生産統計調査](#)

[○漁業産出額](#)

[○漁業経営統計調査](#)

大海区・大海区別都道府県区分図

